

経営会議の内容

件 名	パートナーシップの宣誓制度の導入について
所 管 部	文化スポーツ部
日 時・場 所	令和2年 10月15日（木） 15：15～16：00 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、国際・男女共同参画課長
提 出 理 由	パートナーシップの宣誓制度を導入するにあたり、その内容について了承を得るため
会 議 経 過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行している自治体の状況がわかれれば教えて欲しい。 (所管部) 実施に対する当事者からの感謝の声が届いていると聞いている。 先行して実施している渋谷区では、任意後見契約や合意契約に係る公正証書を確認してからパートナーとして証明書を発行するそうだが、県内の状況を見るとそうした制度としている自治体はない。状況や考え方の変化があれば教えて欲しい。 (所管部) 渋谷区や港区では、任意後見契約や合意契約に係る公正証書の提出を必須としている。また、必須ではないがそうした書類がある方が望ましいという見解を示している自治体がある。しかしながら、本市においては、法的な権利・義務が生じる制度ではないことや、多様性への理解促進に繋げることを主眼としていること、また当事者の申請のしやすさを考慮して、公正証書の提出を必須としていない。周囲の自治体においても同様の理由ではないかと思う。 県内8市町での申込件数を教えて欲しい。 (所管部) 各市町で対象者が若干異なるので一概に比較はできないが、現時点では横須賀市では17件、鎌倉市では5件、逗子市では1件、葉山町では3件、横浜市では105件、小田原市では6件、相模原市では11件、川崎市では17件である。 大和商工会議所会員企業への周知について、具体的な考えがあれば教えて欲しい。 (所管部) 市内企業への啓発については、まだ具体的には決まっていないが、学校や職場での差別や偏見が当事者たちの生きづらさに繋がっている状況があることを確認しており、企業において多様性への理解促進がなされるよう、普及啓発をしていきたいと考えている。また、大和商工会議所の会員企業の中には賃貸住宅を扱っている企業があると聞いており、当事者の方が可能な限り家を借りやすくしていただけるよう、お願いに伺いたいと考えている。 県営住宅の入居申込は抽選方式、本市の市営住宅の場合は困窮度調査方式としており、困っている方が優先的に入居できるようにしている。パートナーシップ宣誓制度に伴う入居申込について、今後よく協議をしていただきたい。 児童、生徒、教員に向けた性的マイノリティへの理解促進のための啓発というのは、現時点で具体的な考えはあるのか。

	<p>(所管部) 中学生ぐらいの歳は多感で、自分は何者なのかと悩む生徒が非常に多いと聞いている。教育部と連携し、普段から啓発には取り組んでいるが、さらに強化していきたいと考えている。また、教員の方々においても、年代によっては多様性への理解が難しいと聞いているため、併せて取り組んでいきたいと思っている。具体的には、ある年代の全生徒に対し、現場での啓発を行うと共に啓発資料を配布していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を利用される方の中にお子さんがいる場合、既に様々な制度を使っている場合があるため、今後情報提供いただきたいと思う。 <p>(所管部) 本制度は、2人の関係を認めるものであるが、ひとり親の場合など公的な支援を利用している方もいると考えられ、この制度でパートナーと認めた場合の扱いについては今後連携し調整していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓の要件に成年に達している者とあるが、未成年で親権者の同意があれば宣誓を認めるとしている自治体はあるのか。 <p>(所管部) 親権者の同意があれば女性は16歳、男性は18歳で法律婚ができ、婚姻の暁には成人として認められるが、本制度は、本人の意思を尊重するものであり、保護者の同意を付して認めるとするのは難しいと考える。こうした考えは他自治体でも同様と考えられ、把握している限り未成年に適用している例はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティの方への制度としてスタートしている。本市は事実婚を対象に入れるとしているが、事実婚を対象とするかどうかで本制度の性格が大きく変わってくる。川崎市、相模原市では含まないとしているが、その理由を伺いたい。また、これを踏まえて本市では含めたいとしている理由はなにか。 <p>(所管部) 事実婚を含まない考え方としては、法律婚にできる限り抵触しないようにするためと聞いている。川崎市や相模原市では、制度を説明するにあたり「一方または双方が性的マイノリティの方が適用できる」としているが、本市は「婚姻制度に依らない二人が利用できる」と案内することで、逆に性的マイノリティの方も利用しやすい制度となると考えており、近年はこうした制度とする自治体が多くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校でも性的マイノリティに対して課題として取り組んでおり、市がパートナーシップ制度に意欲的なら、それに即した対応として教育委員会としてもこの問題を整理して、保護者や子どもたちに提示していくことが求められる。性的マイノリティに対する市民の許容度をどのように感じられているのか。 <p>(所管部) 年代によって理解が難しいものと捉えているが、最近はテレビやSNS等でカミングアウトをする有名人が非常に多く、全体的には多様性への理解は進みつつあるのではないかと捉えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校現場において事実婚を含むこの制度で子どもたちへの啓発や教員への研修をするのは難しいところがある。しかしながら、性的マイノリティを含むした多様な共生社会の構築に向けた理解促進は今後必要であり、研修内容等と一緒に精査し、今の子どもたちに合った内容を作りたいと考えている。 ・市立病院での取り扱いはどのようにになっているのか。 <p>(所管部) 厚生労働省から患者が望む形のものを適切に対応すべきだという方針があり、現状も患者との関係性が医療従事者に認められれば、入院時の病状説明や面会及び手術の同意を行っている。</p>
会議結果	案のとおり、進めていく。